

Hiroshima NOW

4

2024

やさしい日本語 No. 24

れいわ ねん ねん がつ にち
令和6年（2024年）4月1日からそうぞくとうき しんせい ぎむ
相続登記の申請が義務になります

ひろしま市民と市政 3月15日号（P2）

とち いえ ふどうさん ひと な ふどうさん
土地、家、マンションなどの不動産を もっている人が亡くなって、その亡くなった人の 不動産
をもらった人（相続した人）は 亡くなった人から 不動産をもらったことを 国（法務局）にとど
けます。

てつづ そうぞくとうき そうぞくとうき がつ にち ぎむ
この手続きを 「相続登記」といいます。この「相続登記」が 4月1日から義務<かならずするこ
と>になります。日本にある不動産を 相続した外国人の方も 「相続登記」をしなくてははいけませ
ん。相続登記をしないと 罰則があります。

そうぞくとうき ひと ほうむきょく しほうしよし そうだん
「相続登記」のことを もっとくわしく知りたい人は 法務局や 司法書士などに 相談してくだ
さい。

と
問い合わせひろしまほうむきょく
広島法務局 Tel. 082-228-5741